

若年母子研修

20歳以下の子どもを持つ母子家庭の親子、またはお一人でもご参加ください。

◆日時 6月9日(日)
富来行政センター前 9時発
文化ホール前 9時30分発
*到着は、富来行政センター
16時を予定

◆行先 あじさい寺(平等寺)
柳田植物公園

◆参加費 大人1人500円
(子どもは無料)

◆対象 20歳以下の子どもを持つ
つ母子家庭の親子

◎母子寡婦福祉会
(志賀町社会福祉協議会内)
☎42-2545 FAX42-2305

自死(自殺)遺族交流会

◆日時 7月6日(土) 14時~16時

◆場所 金沢市内(問い合わせによりお知らせ)

◎石川県こころの健康センター
相談課 ☎076-238-5750

募集

警察官A・女性警察官A採用募集

◆受付期間 5月29日(水)~6月19日(水)

◆受験資格

・昭和57年4月2日~平成5年4月
1日までに生まれた人

・大学卒および平成26年3月まで
に大学卒見込みの人

◆試験期日

第1次試験・筆記試験 7月14日(日)
・体力試験 7月20日(土)

第2次試験 8月下旬

最終合格発表 9月中旬

◎羽咋警察署 警務課 ☎22-0110

調理師試験準備講習会

石川県調理師試験に向けて講習会
を開催します。

◆日時 8月1日(木)・2日(金)

8月8日(木)・9日(金)

9時~16時

◆場所 羽咋勤労者
総合福祉センター

◆料金 27,000円(テキスト代含む)

◎石川県調理師会羽咋支部
☎080-2957-5550

催し物

てんと市

◆日時 6月25日(火)

8時30分~11時00分

◆場所 道の駅「旬菜館」前

*みなさんのお越しをお待ちしています。

◎農林水産課 ☎32-9221

県立学校開放講座

◆講座名 「立礼でお茶を楽しもう」

◆日時 6月11日(火)~7月9日(火)

(毎週火曜日) 14時~16時

◆場所 羽松高等学校 談話室

◆定員 20人

◆参加費 3,000円

◆講師 村上菊子氏(表千家流)

◆申込期間 5月29日(水)~6月7日(金)

◆申込先 羽松高等学校

◎☎22-0086 FAX22-6645

古着のリフォーム教室(第1回)

◆内容 古着を使って小物を作り、
ごみを出さない工夫と布の有効利用を図ります。

◆日時 6月8日(土) 9時~

◆場所 リサイクルセンター

◆定員 20人

◆参加費 700円

◆持ち物 古着の布1枚、裁縫道具

◆講師 原田洋子氏

◆申込期間 5月30日(木)~6月7日(金)

◆申込先 クリクルはくい

◎☎27-1153 FAX27-1154

エコクッキング教室(第3回)

◆内容 料理をとおして、ごみ
を出さない工夫や出たごみの分別
の仕方を学びます。

◆日時 7月6日(土) 9時~

◆場所 リサイクルセンター

◆定員 20人

◆参加費 1,000円

◆持ち物 エプロン、三角巾、箸

◆講師 室谷加代子

◆申込期間 6月27日(木)~7月4日(木)

◆申込先 クリクルはくい

◎☎27-1153 FAX27-1154

花のミュージアムフローリィ

今が1年の内で最もきれいに花
が咲きほこる季節です。

色鮮やかな花に囲まれて、癒し
のひとつをお楽しみください。

イベント

☆フラワーアレンジメント教室

『初夏のアレンジメント』

生花を使ったアレンジ

◆日時 6月16日(日) 13時30分~

◆参加費 2,000円

◆講師 隈部広美氏

◆募集締切 6月13日(木)

☆『金管五重奏演奏会』

トランペット・トロンボーン・ホルン・
チューバの演奏会をお楽しみください。

◆日時 6月23日(日)

11時~14時~

◎花のミュージアム フローリィ
☎32-8787

善意の花

志賀町社会福祉協議会から 寄付のお知らせ

◆匿名の方(2名様)から、福祉向
上に 計12,500円

日本赤十字社石川県支部に

ご加入いただきました

◇松島信夫様(徳田) 金色有功章

◇松島節子様(徳田) 金色有功章



情報パーク

Town Information

納税のお知らせ

- ・町県民税 第1期
- ・後期高齢者保険料 第3期
納期限：7月1日(月)
- ・介護保険料(特別徴収) 6月期
納期限：6月14日(金)

相談

無料法律相談

- ◆日時 6月24日(月)
9時30分～15時30分
- ◆場所 役場本庁舎 相談室
- ◆相談弁護士 國田武二郎弁護士
(堀松出身・名古屋市在住)
- ◆相談時間 1人30分(要予約)
- ◆募集定員 9人(予定) 初めての人を優先します
※定員になり次第締切りとします。
※申込用紙は本庁舎住民課と富来支所総合窓口にあります。
☎住民課 ☎32-9121

障害者福祉総合相談

- ◆日時 6月12日(水)
13時30分～15時30分
- ◆場所 役場本庁舎 11会議室
☎健康福祉課 ☎32-9131

ハローワーク相談

- ◆日時 6月19日(水)
14時～15時30分
- ◆場所 富来活性化センター
☎商工観光課 ☎32-9341

ひとり親家庭相談

自立支援員が相談に応じています。
くらしのこと、子どものこと、貸付金のこと、就職のことなど、どんなことでもお気軽に相談ください。

- ◆日時 6月27日(木)
10時～15時
- ※毎月第4木曜日
- ◆場所 役場本庁舎 相談室
- ☎住民課 ☎32-9122

総合相談(無料)

総合相談所を町内2カ所で開設します。どちらの地域でも相談できます。お気軽にお越しください。
※秘密は厳守します。

- ◆相談員 行政相談委員、人権擁護委員、民生・児童委員、司法書士が相談に応じます。
- <志賀地域>
- ◆日時 6月7日(金) 10時～15時
- ◆場所 志賀町文化ホール2階
☎志賀町社会福祉協議会志賀支所 ☎32-1363

- <富来地域>
- ◆日時 6月7日(金) 10時～15時
- ◆場所 富来行政センター2階
201会議室
☎志賀町社会福祉協議会 ☎42-2545

七尾法律相談センター

- ◆日時 6月6日(木)・13日(木)
20日(木)・27日(木)
13時30分～16時
- ◆場所 七尾駅前パトリア
5階「フォーラム七尾」
- ◆相談料 30分以内 5,000円
※ただし、次のいずれかの場合は相談無料です。
- ・クレサラ相談
- ・負担が困難な人で法律援助資力基準に該当する人
- ※相談希望者は相談日前日の17時までに金沢弁護士会(☎076-221-0242)へ電話予約してください(先着5人)

お知らせ

町長談話室の日程

今月は他の公務により開催できませんので、ご了承ください。

☎総務課 ☎32-9311

今月の窓口延長業務

住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明などの発行業務

- 6月1日(土)・8日(土)・15日(土)
22日(土)・29日(土)
9時～12時30分

(注意)窓口延長業務は本庁舎の住民課窓口での取り扱いとなります。諸証明発行業務で一部取り扱いできない業務もあります。事前に電話などで確認の上、窓口にお越しください。

☎住民課 ☎32-9121

聴覚障害者の皆さんへ

手話や要約筆記による相談、行政手続きなど、どうぞお気軽に利用してください。手話通訳者の設置日時は次のとおりです。

- ◆健康福祉課
毎週(月)～(金) 8時30分～17時15分
※富来支所対応日を除く。
- ◆富来支所総合窓口
6月5日(水)・19日(水) 14時～16時
☎健康福祉課 ☎32-9131

老人クラブ会員 第5回余技展

折紙などの手作り体験コーナーもあります。子どもさんもぜひ参加してください。

- ◆日時 6月1日(土)～2日(日)
10時～17時(2日は16時まで)
- ◆会場 志賀町文化ホール
☎志賀町社会福祉協議会
☎42-2545 FAX42-2305

老人保健ビジター養成講座 の受講生募集！

介護予防の普及に対する協力、認知症高齢者の見守りや家族への声掛けなどを地域で行うボランティアの養成講座を開催します。

	日程	内容	
①	7月23日(火)	オリエンテーション 町の保健福祉の現状(講義)	介護保険について (講義)
②	7月30日(火)	高齢者の食事と栄養について (講義と実習)	
③	8月6日(火)	高齢者の理解について(講義)	高齢者の疑似体験 (実技)
④	8月20日(火)	介助の方法の習得(講義と実技)	高齢者の救急法(実技)
⑤	9月6日(金)	リハビリ教室(体験実習)	
⑥	9月10日(火)	施設見学(町内)	座談会

募集要領

- ◇日 時 7月23日(火) から9月10日(火) の6日間
・講座①③④⑥ 13時30分～15時30分
・講座②⑤ 10時～13時
- ◇場 所 保健福祉センター
- ◇募集人員 15人
- ◇受講資格 町内在住で、介護予防に関心があり、町の介護予防事業に協力いただける人、6日間受講可能な人
- ◇受講料 無料
- ◇申し込み 住所、氏名、年齢(生年月日)、性別、連絡先電話番号を保健福祉センターへ申し込んでください。
- ◇申込期限 6月28日(金)

☎保健福祉センター ☎32-0339

国民年金保険料免除申請期限が近づいています。

平成24年度の免除(平成24年7月から平成25年6月までの期間)の申請期限は平成25年7月31日です。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口です。申請書は、年金事務所または、市区役所町村役場の国民年金担当窓口にあります。

申請は原則として毎年度必要です。ただし、平成25年7月に申請する場合は、平成25年7月から平成26年6月までの期間(翌1年分)も申請することができます。7月に翌1年間分の免除も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いします。

国民年金保険料が未納の場合、差し押さえを行っています。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていない人に、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内しています。しかし、それでも納めない人は、強制徴収の手続きで督促を行い、指定された期限までに納付がないと、納付義務のある人(注1)の財産を差し押さえることがあります。また、督促指定期限の翌日から延滞金が課されることがありますので、早めの納付をお願いします。

(注1)納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。



☎健康福祉課(地域包括支援センター) ☎32-9132

「働く」こと

志賀町教育委員会教育長 六田 實

今年の連休は、幸いにも好天に恵まれ、充実した時間を過ごせた方も多かったのではないだろうか。

公務のあい間に読書や音楽、家庭菜園のまね事、旬のタケノコ掘りなどでご近所とも交流し、楽しい時間を過ごせました。

作業の休憩で手を休めている間や、夜間に、普段は忙しくこなしている「仕事（働くこと）」の意味について考えてみました。

子どもの頃に読んだ山本有三の「路傍の石」の一節が今でも頭の中に残っています。

『働くことは、傍（はた）の人を楽（らく）にすること・・・』

その時は、「働く」ときは周りの状況をよく観察し、どうすればスムーズに仕事がかどるかを考えて行動しなくてはならないのだからと思いました。

町の教育目標である「共生」や、よく目にする「協働」を考へるとき、自分自身の行動が「はたらく」につ

教育長ホットニュース

ながっていることを願っています。それぞれの職務の中では経験を重ね、責任が重くなるごとに「組織」を意識し、多くの人を巻き込む「チーム力」が求められます。

町教育委員会の地域連携も、それぞれの方の無理のない範囲で「ちょぼラ精神」（ちよっとボランテニアすること）をお願いしたいと思います。

体力の向上

爽やかな初夏の青空のもと、町内では社会体育大会、各小学校では運動会、両中学校の部活動でも競技大会が実施されています。

また、それぞれのスポーツ関係の活動も始まり、グラウンド・ゴルフなどの大会も催され、盛況です。

さて、生活習慣の面からは、子どもの頃から、知・徳・体・バランスの取れた育成が必要です。近年、身長や体重などの体位データは年々向上していますが、耐久力や持久力面では残念ながら、やや低下傾向もあり、少々、気がかりです。

「生涯スポーツ」推進は食育と合わせ、町教育委員会の啓発課題です。

法律相談

・弁護士（元高等検察庁検事）、愛知学院大学法科大学院特任教授
 國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなる法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任。

賭けゴルフは犯罪か

Q:仲間数人とゴルフをしましたが、その際、甲さんから「どちらのスコアがよいか賭けをしよう」と言われ、それに応じました。結果的には、甲さんのスコアが上で、私は、勝負に負け、甲さんに1万円を払いました。これは、賭博になりますか。もし、財物を賭けた場合でも許される場合がありますか。

A:刑法185条は、「賭博をした者は、50万円以下の罰金または科料に処する。」と規定しています。賭博とは、偶然的事情に勝負を賭け、財物をやり取りすることです。ゴルフなどの競技における勝敗は、当事者の技能の優劣が影響されることが多いと思いますが、偶然性の要素がある限り、偶然的勝敗といえます。したがって、仲間同士の賭けゴルフは、賭博罪が成立します。

判例では、囲碁、将棋、麻雀についても賭博罪の成立を認めています。もつとも、刑法は「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りではない」とも規定しています。した

がって、即時に娯楽のために消費してしまふような物、例えば、菓子、景品、少額な食事などの場合は、賭博罪にあたりません。しかし、金銭については、わずかな金銭でも賭博にあたるというのが判例の立場です。また、金銭を賭けてゴルフを行うことが常習化している場合は、常習賭博罪となり、3年以下の懲役刑に処せられます。なお、「賭博行為で犯罪だから、払った1万円を返せ」と言えるかですが、これは言えません。民法は、自ら社会的に非難されるべき不法な原因によって払ったものの返還を請求できないと規定しているからです（708条）。つまり、自業自得ということですね。

賭博行為がゴルフ場会社の方で分かった場合は、会員の場合、資格停止処分を受けることがあります。金額や回数などで悪質な場合は除名処分を受けることもあります。ビジターの場合は、利用する際の約款で「公序良俗に反する行為があったときはプレーの継続を拒絶できる」と規定されている場合が多く、見つかった場合、ゴルフ場の施設管理権に基づいて即時退去を要求されます。

特定健康診査・がん検診

【内容】 特定健康診査・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診

【対象者】 特定健康診査（志賀町国保加入者）・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診（40歳以上の人）

実施日	会場	対象地区
6月3日（月）	加茂公民館	加茂
	稗造公民館	稗造
6月4日（火）	土田公民館	徳田・館開・火打谷
	西海公民館	西海風無
6月5日（水）	土田公民館	矢田・印内・代田・仏木・谷屋・栗山・牧山・新林
	西海公民館	西海風戸・西海千ノ浦・西海久喜
6月6日（木）	中甘田公民館	福野・大島
	東増穂公民館	八幡・八幡座主・中泉・相神・草江・大福寺
6月7日（金）	中甘田公民館	長沢・宿女・岩田・甘田・坪野
	東増穂公民館	里本江・中浜・給分
6月10日（月）	下甘田公民館	下甘田
	熊野公民館	熊野
6月11日（火）	志加浦公民館	安部屋・上野・川尻
	西浦コミュニティーセンター	鹿頭
6月12日（水）	志加浦公民館	小浦・百浦・赤住・大津・町
	赤崎構造改善センター	赤崎・小窪
6月13日（木）	上熊野公民館	上熊野
	富来活性化センター	富来地頭町
6月14日（金）	堀松公民館	堀松・梨谷小山・北吉田・清水今江・出雲
	富来活性化センター	富来領家町
6月17日（月）	保健福祉センター	末吉・神代・矢蔵谷・猪の谷・志賀の郷 ロイヤルシティ・西山台
	富来活性化センター	富来高田・富来七海・富来生神・富来牛下
6月18日（火）	保健福祉センター	高浜1～8区
	笹波集会所	笹波・前浜
6月19日（水）	保健福祉センター	高浜9～11区・旭ヶ丘・はまなす・あすなる・新大念寺・東旭
	酒見構造改善センター	酒見・栢木・稲敷・香能
6月20日（木）	旧福浦小学校	福浦港
6月23日（日）	保健福祉センター	全地区【日曜健診】
6月30日（日）	富来活性化センター	全地区【日曜健診】

～病気の予防・早期発見につながりますので、必ず年に1度は健診を受けましょう～

※受診券は、5月中旬に該当者全員に送付しています。詳しくは、広報しか5月号（No.93）をご覧ください。

健康相談

【対象者】 どなたでも

内容	実施日	時間	場所
いきいき健康相談	毎週金曜日	10:00～11:30	◎
こころの健康相談	6月21日（金）	13:00～14:00	

※いきいき健康相談は、特定健診の結果相談ができます。健診結果表を持参ください。

※こころの健康相談は、1週間前までに予約が必要です。日時は変更になる場合がありますので必ず事前に連絡してください。

健康づくり

【対象者】 どなたでも

内容	実施日	時間	集合場所
健康ウォーク	6月2日（日）	7:00 受付	◎ 富来行政センター
	6月16日（日）	7:30 出発	

能登空港利用で 楽しい旅を♪

能登空港は駐車場が無料！
バック旅行と助成制度を上手に使えば、
もっとお得で楽しい旅行ができます！



能登⇄羽田
毎日2往復
運行中！

能登空港利用促進助成金制度

志賀町に住所がある人で、能登空港便を利用すると、片道1,500円、往復3,000円(小児運賃は2分の1の額)を助成します。住民票がない場合でも、町民の子どもさんと学生は対象です。

助成を受ける人は、搭乗日から40日以内に役場(住民課窓口、富来支所)で申請してください。期間が過ぎると請求できません。

申請書は町のホームページ(<http://www.town.shika.lg.jp>)からもダウンロードできます。

※申請時には、搭乗券の半券(ピンク色)が必要です。
「航空券利用案内書」、「お客様ご利用控」券では受け付けできません。

↓↓ 団体で利用すると、さらにお得!!

能登空港首都圏研修等助成金制度

能登空港便を往復搭乗する10人以上、またはウイング・ネットワーク会員は5人以上のグループ・団体で、研修や視察旅行など実施する場合、1人あたり3,000円助成します。搭乗した日から30日以内に申請してください。

町の助成制度も利用すれば一人あたり6,000円もお得です。

その他、ハッピーバースディ能登羽田便利用旅行助成金制度もあります。

能登空港HP (<http://www.noto-airport.jp>)

能登空港利用促進同盟会 ☎ 0768-26-236

企画財政課 ☎ 32-9331

健康カレンダー 掲示板

予防接種

【受付時間】 BCG 13:15～13:45

内容	実施日	対象	場所
BCG予防接種	6月6日(木)	4カ月健診受診後～ 生後1歳未満	◎
予防接種相談会		どなたでも	

乳幼児健康診査

【受付時間】 13:15～13:45

内容	実施日	対象	場所
4カ月児健診	6月6日(木)	H25年2月生まれ	◎
3歳児健診	6月13日(木)	H21年12月～H22年1月生まれ	

すくすく子育て

内容	実施日	対象	時間	場所
すくすく 子育て相談	6月6日(木)	乳幼児の子ども さんとお母さん どなたでも	15:00～ 15:30	◎
	6月13日(木)			
げんキッズ広場	毎週火・金曜日		10:00～ 11:30	◎
ゆう遊クラブ	6月11日(火) 6月25日(火)			◎
わははの会	6月10日(月)	発達に障害をもつ子 どもさんのお母さん		◎

※すくすく子育て相談を希望の人は、事前に相談内容を連絡してください。
※ゆう遊クラブ：11日は「虫歯予防のお話」、25日は「クッキング」を
します。

※わははの会に初めて参加を希望される人は事前に連絡してください。

機能訓練

【対象者】 脳卒中後遺症などで日常生活
がおおむね自立している人

内容	実施日	時間	場所
リハビリ教室	毎週月曜日 (祝日は除く)	10:00～13:00	◎
	毎週金曜日 (祝日は除く)		◎

※リハビリ教室に参加希望の人は、事前に保健福祉センターまで相談してください。

介護予防

【対象者】 65歳以上の人

内容	実施日	時間	場所
鶴亀 おたっしや教室	6月13日(木)	10:00～ 11:00	やすらぎ荘
	6月27日(木)		
健幸教室	6月4日(火)	10:00～ 11:30	シルバーハウス
	6月11日(火)		
	6月18日(火)		
	6月14日(金)	13:30～ 15:00	志賀町デュー サービスセンター
	6月21日(金)		

※鶴亀おたっしや教室・健幸教室は、ストレッチ体操や健康相談をします。

【実施会場】

◎：志賀町保健福祉センター ◎：富来保健福祉センター
◎：とぎ地域福祉センター

うえてはいけないけしの花、ありませんか？

けしの仲間、春から初夏にかけて色鮮やかな美しい花を咲かせるものが多く、ガーデニングや切り花用として人気があります。

けしには法律で栽培が禁止されているものがあります。植えてはいけないけしは、たとえ観賞用であっても栽培することが禁止されていますので正しく見分けましょう。

植えてはいけないけしを発見した場合は、能登中部保健福祉センターまたは最寄りの警察署に連絡してください。

能登中部保健福祉センター ☎ 0767-53-2482